

「(当該各連結事業年度までの間の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書の提出)」を加え、同条第五項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に改める。

第六十八条の十六第一項中「(以下)」を「(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下)」に改め、同項の表の第一号の上欄中「公害」を「第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人(同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)」又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等(第三号において「中小連結法人等」という。)で、公害」に、「第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人(連結親法人である同項第五号に規定する農業協同組合等を含む。)」に該当する連結法人」を「もの」に改め、同号の中欄中「及び次号の中欄に掲げる減価却資産に該当するもの」を削り、同表の第二号の中欄中「(当該連結法人が次に掲げる連結法人である場合には、当該連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶(本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。))を除く。)」を削り、同欄のイ及びロを削り、同号

の下欄中「うち外航船舶」の下に「（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）」を、「日本船舶」の下に「（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。）」を加え、同表に次の一号を加える。

三 自動車の運転に関する技能及び知識の教授（主として道路交通法第八十四条第一項に規定する免許を受けようとする者に対するものに限る。）に係る学習支援業を営む中小連結法人等で、同法第九十九条第一項の規定により指定自動車教習所として指定された同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所を設置するものの	当該自動車教習所において当該事業の用に供される車両及び運搬具のうち貨物を運搬する構造の自動車として政令で定めるもの	百分の二十
--	--	--------------

第六十八條の十八を次のように改める。

（被災代替資産等の特別償却）

第六十八條の十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特定非

常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下この項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日（以下この項において「特定非常災害発生日」という。）から当該特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で当該特定非常災害に基因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなつた建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなつた建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当

該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（以下この項及び第三項において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が中小連結法人等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 産	割 合	割 合
一 建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）で、その建設	百分の十五（当該特定非常災害発生日の翌日から起算して三年を経過した日（以下この表にお	百分の十八（発災後三年経過日以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）

の後事業の用に供されたこと のないもの	いて「発災後三年経過日」とい う。）以後に取得又は建設をし たものについては、百分の十）	
二 機械及び装置でその製作の 後事業の用に供されたことの ないもの	百分の三十（発災後三年経過日 以後に取得又は製作をしたもの については、百分の二十）	百分の三十六（発災後三年経過 日以後に取得又は製作をしたも のについては、百分の二十四）

2 前項に規定する中小連結法人等とは、第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等をいう。

3 第一項の規定は、連結確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第六十八条の十九第一項及び第六十八条の二十四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十七第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「（次項）」を「（同項）」に改める。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四の見出しを「（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に同法第十八条第一項の認定を受けた法人又は当該認定に係る事業再編計画（同項に規定する事業再編計画をいう。以下この項において同じ。）に従つて設立された法人に限る。）であるものが、当該認定に係る事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のも

の。以下この項において「認定事業再編計画」という。）に係る同法第十八条第三項第二号の実施期間内において、当該認定事業再編計画に記載された同条第五項に規定する事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この項及び次項において「事業再編促進機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことをないものを取得し、又は事業再編促進機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業再編促進機械等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該事業再編促進機械等の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定事業再編計画について同法第十九条第二項又は第三項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の

規定を含む。)にかかわらず、当該事業再編促進機械等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の四十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十五)に相当する金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第六十八条の三十四第二項中「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」を「事業再編促進機械等」に、「賃貸の用」を「事業再編促進対象事業の用」に、「新築し」を「製作し、若しくは建設し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の三十五第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「又は同項第二号に掲げる建築物及び構築物」を削り、「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」を「第四十七条の二第三項第二号に掲げる構築物」に改め、同条第三項中「第二号に掲げる建築物に係る

建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物」を削り、「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」を「第二号に掲げる構築物」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四十七条の二第三項第二号に掲げる構築物

第六十八条の四十第一項中「若しくは第二項」を削り、「第六十八条の十四の二第一項」の下に「第六十八条の十四の三第一項」を、「第六十八条の十五の四第一項」の下に「第六十八条の十五の五第一項」を加え、「第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、特別償却対象資産が第六十八条の十八の規定の適用を受けた減価償却資産（一年以内事業年度において第四十三条の三の規定の適用を受けたものを含む。）であるときは、青色申告書以外の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第六十八条の四十第五項中「青色申告書を提出している事業年度に限る。」を削る。

第六十八条の四十一第二項中「限る」の下に「。以下この項及び第十二項において「積立適用後年度」という」を加え、「当該連結事業年度」を「当該積立適用後年度」に改め、同条第三項中「であつて青色

申告書を提出している事業年度」を削り、同条第六項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同条第十二項中「第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度（当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）」を「積立適用後年度」に、「当該連結事業年度」を「当該積立適用後年度」に、「満たない金額（第五十二条の三第一項）を「満たない金額（同条第一項）に改め、同条第十六項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十九項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第二十二項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改め、同条第二十五項中「に規定する被現物分配法人」を「の被現物分配法人」に改め、同条第二十六項中「前項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項の次に次の一項を加える。

26 特別償却対象資産がその事業の用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産（その用に供した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該

事業年度において第四十三条の三の規定の適用を受けることができる減価償却資産）である場合において、第一項の規定の適用を受けたとき（第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）は、当該特別償却対象資産に係る第二項及び第十二項の規定の適用については、青色申告書以外の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の四」の下に「第六十八条の十五の五」を加え、「第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改める。

第六十八条の四十三第四項第五号中「第六十一条の二第十七項」を「第六十一条の二第十八項」に改め、同条第十一項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十四項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第十七項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改め、同条第二十項中「に規定する被現物分配法人」を「の被現物分配法人」に改める。

第六十八条の四十三の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「認定（以下この項）の下に「及び第五項」を加え、「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事

業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十」に改め、同条第五項中「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）」に改める。

第六十八條の四十三の三を削る。

第六十八條の四十四第五項中「第六十八條の四十三の二第四項」を「前条第四項」に改める。

第六十八條の五十四の次に次の一条を加える。

（特定原子力施設炉心等除去準備金）

第六十八條の五十四の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（第三項第

一号において「廃炉等実施認定事業者」という。）であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで

の期間内の日を含む各連結事業年度において、第五十七条の四の二第一項に規定する特定原子力施設

（以下この項及び次項において「特定原子力施設」という。）に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用（次項において「炉心等除去費用」という。）の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該連結事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項及び第二項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特定原子力施設炉心等除去準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日における当該特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「単体特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある

場合には当該単体特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 廃炉等実施認定事業者でなくなつた場合 当該廃炉等実施認定事業者でなくなつた日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

二 解散した場合（連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつては、その破産手続開始の決定

の日は連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日における特定原子力施設炉心等除

去準備金の金額

三 前項及び前二号の場合以外の場合において特定原子力施設炉心等除去準備金を取り崩した場合、その取り崩した日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

5 第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計

算その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第一項中「から八まで」を「若しくはロ」に、「中小連結親法人」を「中小法人等」に改め、「該当するもの」の下に「（同号イに掲げる法人に該当するもの（次項において「中小連結法人」という。）にあつては、第六十八条の九第八項第五号の二に規定する適用除外事業者（次項において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「中小連結親法人」を「中小法人等」に改め、「該当するもの」の下に「（中小連結法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に改め、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が有する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）のうち日本船舶（船舶法第一

条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの及び当該連結親法人又はその連結子法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについては、当該連結親法人又はその連結子法人の第一項の規定の適用を受ける連結事業年度（当該子会社に該当する法人にあつては、当該連結事業年度内の日を含む事業年度）においては、第四十三条、第六十八条の十六、第六十八条の五十八（第一項及び第九項に係る部分に限る。）、第六十八条の七十八（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十八条の七十九（第一項、第三項、第八項及び第九項に係る部分に限る。）の規定その他政令で定める規定は、適用しない。

第六十八条の六十三の見出しを削り、同条第一項の表及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十八条の六十七の見出しを削り、同条第一項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一

第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「使途秘匿金」を「連結法人に使途秘匿金」に改める。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「第八項」を「第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第七項中「予定期間（「及び」をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第十三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「一部が」の下に「第七項に規定する」を加え、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同項を同条第

九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前項に規定する予定期間内に第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、前項及び次項の規定の適用については、これらの規定に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」

に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八條の七十一第一項中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同条第八項中「以下この条」を「次項及び第十三項」に改め、同条第十二項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第八項に規定する指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該指定期間の初日から当該指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十八條の七十二第三項中「第六項」の下に「第八項」を加え、「を取得した」を「の取得をし